

緑の募金交付金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益社団法人「国土緑化推進機構」理事長（以下「理事長」という。）が緑の募金中央事業として公募し、承認した森林の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協力の事業を行うもの（以下「交付対象者」という。）に対して支援を行うため、「緑の募金」から交付金を交付するのに必要な事項を定める。

(事業の決定)

第2条 理事長は、事業の採択を決定し、交付対象者に対し交付金の交付決定を通知するものとする。

2 理事長は、前項の通知に際し条件等を付することができるものとする。

(交付申請の取り下げ)

第3条 交付対象者は、当該通知に係る交付金の交付決定内容又はこれに付された条件に不服があることにより交付金の交付の申請を取り下げようとするときは、理事長に対しその受理した日から2週間以内に書面で申し出るものとする。

2 前項の規定による申請の取り下げがあった場合は、当該申請に係る交付金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業内容等の変更の承認)

第4条 交付対象者は、何らかの事由で承認された事業内容の変更及び事業期間の延長を行う場合は、事前に理事長の承認を受けなければならない。

2 理事長は、交付対象事業の変更の承認を行った場合で必要と認めるときは、交付金の交付決定の内容を変更し、又は新たな条件を付することができる。

3 理事長は、前項の承認を行った場合、交付対象者に書面で通知しなければならない。

(事業の中止の承認)

第5条 交付対象者は、何らかの事由により承認された事業を中止しようとする場合は、事前に理事長の承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の承認を行った場合、交付対象者に書面で通知しなければならない。

(実績報告書の提出)

第6条 交付対象者は、交付対象事業を完了、又は中止の承認を受けた場合は3ヶ月以内に緑の募金事業実績報告書（要領様式1）を理事長に提出するものとする。

(交付金の額の確定等)

第7条 理事長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その報告に係る書類の審査を行い、承認事項に即して適当と認める経費については交付金として確定し、交付対象者に通知するものとする。

ただし、実績報告書の決算額と確定された交付金の額が同一である場合は、交付金額の確定通知は省略できるものとする。

(交付金の支払い)

第8条 交付金の支払いは、前条に規定する交付金の額の確定後に行うものとする。

2 理事長は、交付対象者の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、交付金の決定額の2分の1を限度として概算払いをすることができるものとする。

3 交付対象者は、前項の概算払いを請求する場合は、「緑の募金事業概算払い請求書」（要

領様式2)を理事長に提出するものとする。

(交付金の交付決定の取り消し)

第9条 理事長は、次の各号に該当する場合には、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 交付金の交付の申請について、不正の事実があった場合
- (2) 交付対象者が交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 交付対象事業の遂行が交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反していると認められる場合
- (4) 交付対象者が第12条に規定する調査等を正当な理由もなく拒み、妨げ又は忌避した場合
- (5) その他この要領に定めるところに違反したと認められる場合

2 理事長は、前項の規定による取り消しを行った場合には、「緑の募金交付金」の交付決定取り消しを書面で交付対象者に通知するものとする。

(交付金の返還)

第10条 理事長は、前条第1項の規定による取り消しを行った場合は、当該取り消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金及び遅延金)

第11条 交付対象者は、前条の規定による交付金の返還を命じられたときは、その命令に係る交付金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき年10.95%の割合で計算した加算金を理事長に納付しなければならない。

- 2 前条の規定による交付金の返還期限は、返還命令の日から20日以内とする。
返還期限内に納付しないときは、交付対象者は、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95%の割合で計算した遅延金を理事長に納付しなければならない。
- 3 理事長は、前2項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、当該加算金又は遅延金の一部又は全部を免除することができる。

(調査等)

第12条 理事長は、「緑の募金交付金」の交付目的を達成するために必要と認めるときは、交付対象者に対し報告をさせ、又は公益社団法人「国土緑化推進機構」の役職員にその事務所等へ立ち入り帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。

- 2 理事長は、前項の規定による調査等により、当該交付対象事業が交付金の交付の決定の内容、又はこれに付した条件に適合していないと認めるときは、交付対象者に対し、これに適合させるための措置をとるべき事を指示することができる。
- 3 交付対象者は、前項の指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(交付金の額の確定後の監査等)

第13条 理事長及び交付対象者は、第7条の規定による交付金の額の確定の通知を受けたときから5年間は、当該交付対象事業に係る帳簿書類等を保存しておかななければならない。

- 2 第9条から第12条の規定に係る帳簿書類等についても、前項を適用するものとする。

(その他)

第14条 理事長は、この要領により難いと認められる場合は、規定の一部を適用しないことができるものとする。